

○ 公表対象要件に該当する契約先についての公表様式

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月 7 日閣議決定）を踏まえ、次の要件に該当する契約先について、契約先の協力を得て、各契約ごとに、当機構ＯＢの再就職に係る情報及び当機構との取引に係る情報を公表するものです。

- （公表対象の要件）
- ①総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合が３分の１以上である。
 - ②当機構の役員経験者が再就職している、又は当機構の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。

競争入札による契約【平成25年7月分】独立行政法人都市再生機構本社

工事、業務又は物品購入等契約の 名称及び数量等	契約締結日	契約相手方の氏名 及び住所	契約金額 (百万円)	当機構ＯＢの再就職に係る情報			当機構との取引に係る情報		備 考 (当該契約が１ 者応札・１者応 募であったか 等)
				再就職者の 人数	現在の職名	当機構での最終職名	取引高（百万円）	取引割合	
平成２４年度収納システムの改修業務（その ２）	平成25年7月5日	(株) ＵＲコムシステム 東京都新宿区西新宿 2－7－1	88百万円	4人	代表取締役社長 専務取締役 常務取締役 常務取締役	監事 九州支社長 本社地域活性化推進役 神奈川地域支社副地域支社長	3,415百万円	2/3以上	1 者応札等
平成２４年度家賃管理システムの改修業務 (その２)	平成25年7月5日	(株) ＵＲコムシステム 東京都新宿区西新宿 2－7－1	90百万円	4人	代表取締役社長 専務取締役 常務取締役 常務取締役	監事 九州支社長 本社地域活性化推進役 神奈川地域支社副地域支社長	3,415百万円	2/3以上	1 者応札等
平成２４年度保全情報オンラインシステム等 の改修業務（その２）	平成25年7月5日	(株) ＵＲコムシステム 東京都新宿区西新宿 2－7－1	89百万円	4人	代表取締役社長 専務取締役 常務取締役 常務取締役	監事 九州支社長 本社地域活性化推進役 神奈川地域支社副地域支社長	3,415百万円	2/3以上	1 者応札等
環境に配慮した新たな用地管理手法に関する 調査業務	平成25年7月24日	(株) ＵＲリンケージ 東京都中央区日本橋 1－5－3	8百万円	6人	代表取締役社長 専務取締役 常務取締役 常務取締役 常務取締役 常務取締役	理事長代理 中部支社長 本社住宅経営部長 首都圏ニュータウン本部茨城地域事業本部長 千葉地域支社千葉ニュータウン事業本部長 本社技術・コスト管理室次長	8,637百万円	2/3以上	
公共施設整備による周辺建物への波及効果指 標に関する調査業務	平成25年7月26日	(株) ＵＲリンケージ 東京都中央区日本橋 1－5－3	5百万円	6人	代表取締役社長 専務取締役 常務取締役 常務取締役 常務取締役 常務取締役	理事長代理 中部支社長 本社住宅経営部長 首都圏ニュータウン本部茨城地域事業本部長 千葉地域支社千葉ニュータウン事業本部長 本社技術・コスト管理室次長	8,637百万円	2/3以上	

工事、業務又は物品購入等契約の 名称及び数量等	契約締結日	契約相手方の氏名 及び住所	契約金額 (百万円)	当機構ＯＢの再就職に係る情報			当機構との取引に係る情報		備 考 (当該契約が 1 者応札・1 者応 募であったか 等)
				再就職者の 人数	現在の職名	当機構での最終職名	取引高 (百万円)	取引割合	
建設副産物等の利用促進に係る動向等調査業務	平成25年7月26日	(株) ＵＲリンケージ 東京都中央区日本橋 1－5－3	2百万円	6人	代表取締役社長 専務取締役 常務取締役 常務取締役 常務取締役 常務取締役	理事長代理 中部支社長 本社住宅経営部長 首都圏ニュータウン本部茨城地域事業本部長 千葉地域支社千葉ニュータウン事業本部長 本社技術・コスト管理室次長	8,637百万円	2/3以上	
平成25年度全国団地景観サミットに係るPR業務	平成25年7月29日	(株) ＵＲリンケージ 東京都中央区日本橋 1－5－3	10百万円	6人	代表取締役社長 専務取締役 常務取締役 常務取締役 常務取締役 常務取締役	理事長代理 中部支社長 本社住宅経営部長 首都圏ニュータウン本部茨城地域事業本部長 千葉地域支社千葉ニュータウン事業本部長 本社技術・コスト管理室次長	8,637百万円	2/3以上	

※1 「当機構ＯＢの再就職に係る情報」の各欄には、契約締結日時点の情報を掲載しています。

※2 「当機構との取引に係る情報」の「取引高」欄には、契約締結時点での契約先の直近の財務諸表の対象事業年度における当機構との取引高を、「取引割合」欄には、当該事業年度における総売上高又は事業収入に占める当機構との取引高の割合につき、1/3以上1/2未満、1/2以上2/3未満、または2/3以上のいずれかに該当するかを掲載しています。